

検討対象事務評価シート

資料 2

E

任意共管事務

14 低所得者等への援護に関する事務											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 低所得者等への援護に関する事務(生活保護)											
(1) 低所得者等への援護に関する事務 (生活保護)	生活保護法による被保護者に対して、本人及び世帯の自立の助長を図ることを目的に、被保護者の就労や社会参加を支援する区に対してその経費を補助する。	区								○区が行う被保護者の就労や社会参加を支援する事業に対する補助事業であり、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に、見直しを行う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○						○被保護者の自立を促進するためには、保護の実施機関による一定水準以上の自立支援の取組が都内全域において確実に実施される必要がある。このため、都は広域的な立場から区市への補助を行い、都内全域での実施水準の確保と、各区市の地域の実情を踏まえた効果的な取組の支援を行っていく必要がある。 ○区は、生活保護法に定められた保護の決定等の経済的給付事務を適切に実施することに加え、被保護者の事情に即した個別支援を適時適切に行うこと、また、地域の実情に応じた自立支援プログラムを策定し組織的に取組を進めることなど、自立支援の取組を的確に実施していくことが期待される。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 14 中区分 2 小区分 (1)

事業名		低所得者等への援護に関する事務(生活保護)		＜ 考え方 ＞			
担当		福祉保健局					
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		(事業趣旨・概要) ○生活保護法による被保護者の自立支援に要する経費及び各区市が被保護者に対する自立支援機能の強化を図るため必要となる実施体制整備費用の一部を補助することにより、被保護者及び被保護世帯の自立の助長を図ることを目的としている。 (区における実施状況) ○都の補助を受け、被保護者に対して自立支援に要する経費の支給等を行っている。 (役割分担のあり方) ○被保護者の自立を促進するためには、保護の実施機関による一定水準以上の自立支援の取組が都内全域において確実に実施される必要がある。このため、都は広域的な立場から区市への補助を行い、都内全域での実施水準の確保と、各区市の地域の実情を踏まえた効果的な取組の支援を行っていく必要がある。 ○区は、生活保護法に定められた保護の決定等の経済的給付事務を適切に実施することに加え、被保護者の事情に即した個別支援を適時適切に行うこと、また、地域の実情に応じた自立支援プログラムを策定し組織的に取組を進めることなど、自立支援の取組を的確に実施していくことが期待される。 (役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。				
	チェック	理由				被保護者の自立を促進するためには、保護の実施機関による一定水準以上の自立支援の取組が都内全域において確実に実施される必要がある。このため、都は広域的な立場から区市の取組に対して補助を実施し、都内全域での実施水準の確保と、各区市の地域の実情を踏まえた効果的な取組の支援を行っていく必要がある。	
	○						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。						
	チェック	理由				各区による個別の取組だけでは、事業の実施水準が確保されず、被保護者の居住地により受けられる支援内容に格差が生じるおそれがある。	
	○						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
	チェック	理由					
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
チェック	理由						
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
チェック	理由						
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。							
チェック	理由						
(7) その他特段の事情があるかどうか。							
チェック	理由						

総合評価		
都	区	保

[X]

E

事業名	低所得者等への援護に関する事務(生活保護)
-----	-----------------------

担当局	福祉保健局
-----	-------

< 考え方 >

(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。

チェック

理由

事

(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。

チェック

理由

業

(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック

理由

(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック

理由

評

(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。

チェック

理由

(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。

チェック

理由

價

(7) その他特段の事情があるかどうか。

チェック

理由

○区が行う被保護者の就労や社会参加を支援する事業に対する補助事業であり、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に、見直しを行う方向で検討すべきである。

総合評価

都



保

検討対象事務の内容

E

大区分 14 中区分 2 小区分 (1)

事業名

低所得者等への援護に関する事務(生活保護)

担当

福祉保健局

事務の内容

(事務の概要)

生活保護法による適切な保護の適用を図り、本人及び世帯の自立の助長を図る。

(主な事務内容)

1 被保護者自立促進事業

生活保護法による被保護者に対して、就労、社会参加活動、地域生活移行、健康増進及び次世代育成に係る支援に要する費用の一部を支給し、本人及び世帯の自立を図る。

(対象事業) 就労支援経費、社会参加活動支援経費、地域生活移行支援経費、健康増進支援経費、次世代育成支援経費、自立支援機能強化経費

(関係法令等)

・被保護者自立促進事業実施要綱、被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱、被保護者自立促進事業経費支給要綱

(区との連携状況)

・自立支援検討会議(年2回)

・ブロック会議(年2回)

(その他)

(都における事務処理の状況)

被保護者自立促進事業

実施主体	都(町村部)、区市及び特別区人事・厚生事務組合
補助率	10/10(町村部は予算配付)
事業実績 (平成21年度)	区市及び特人厚 470,729千円 (区部:23区244,537千円、特人厚:163,009千円)

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

15 福祉のまちづくりの推進に関する事務													
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方			総合評価
1 福祉のまちづくりの推進に関する事務													
(1) 福祉のまちづくりの推進に関する事務	高齢者や障害者を含むすべての人が、安全、安心かつ快適に暮らし、訪れることができる社会の実現を図るため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、建築物や公共交通施設等の都市施設を円滑に利用できるようバリアフリーの基盤整備など、福祉のまちづくりを推進する。	区	○							○福祉のまちづくりの普及・推進のための情報提供や助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、区の実施事業に対する補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。			都区
		都	○				○			○福祉のまちづくりでは、すべての人が、安全、安心かつ快適に暮らし、訪れることができる環境を整備する必要があり、そのための一定の基盤づくりは都の責務である。このため、地域の実情に応じた区の取組を都が支援するなど、都区がそれぞれの役割を果たしながら、連携して推進していくことが効果的である。 ○例えば、鉄道駅のエレベーター等整備やユニバーサルデザイン整備促進事業については、駅や駅周辺、商店街等、不特定かつ多数の人が集まる場所や地域を対象としており、東京に集い生活するすべての人々が安全・快適に充実した時を過ごせるよう、都は区の取組が推進されるような支援を行う必要がある。 ○また、ノンステップバスの整備については、各区の区域を超えた高齢者や障害者の移動手段を確保するためにも、都が広域的に支援を行う必要がある。 ○このほか、区市町村による福祉のまちづくりの取組状況に関する情報提供や、福祉のまちづくり功労者の表彰など、総合的な普及・推進は都が行い、バリアフリーマップの作成など、地域に密着した情報提供については区が行うのが望ましい。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。			都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 15 中区分 1 小区分 (1)

事業名		福祉のまちづくりの推進に関する事務		< 考え方 > (事業趣旨・概要) ○高齢者や障害者を含むすべての人が、安全、安心かつ快適に暮らし、訪れることができる社会の実現を図るため、福祉のまちづくり推進協議会等の運営、福祉のまちづくりの普及・推進、鉄道駅エレベーター等整備事業等の補助などを実施している。 (区における実施状況) ○パンフレットやインターネットによる福祉マップ等の情報提供や、民間事業者への助成を行っている区がある。 (役割分担のあり方) ○福祉のまちづくりでは、すべての人が、安全、安心かつ快適に暮らし、訪れることができる環境を整備する必要があり、そのための一定の基盤づくりは都の責務である。このため、地域の実情に応じた区の実施を都が支援するなど、都区がそれぞれの役割を果たしながら、連携して推進していくことが効果的である。 ○例えば、鉄道駅のエレベーター等整備やユニバーサルデザイン整備促進事業については、駅や駅周辺、商店街等、不特定かつ多数の人が集まる場所や地域を対象としており、東京に集い生活するすべての人々が安全・快適に充実した時を過ごせるよう、都は区の実施が推進されるような支援を行う必要がある。 ○また、ノンステップバスの整備については、各区の区域を超えた高齢者や障害者の移動手段を確保するためにも、都が広域的に支援を行う必要がある。 ○このほか、区市町村による福祉のまちづくりの実施状況に関する情報提供や、福祉のまちづくり功労者の表彰など、総合的な普及・推進は都が行い、バリアフリーマップの作成など、地域に密着した情報提供については区が行うのが望ましい。 (役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。
担当		福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 都内全域を通じて、すべての人が、安全、安心かつ快適に暮らし、訪れることができる環境を整備するためには、区や交通事業者の取組を都が支援する必要がある。例えば、ノンステップバスの整備については、各区の区域を超えた高齢者や障害者の移動手段を確保するためにも、都が広域的に支援を行う必要がある。		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
評価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 鉄道駅のエレベーター等整備やユニバーサルデザイン整備促進事業については、駅や駅周辺、商店街等、不特定かつ多数の人が集まる場所や地域を対象としており、東京に集い生活するすべての人々が安全・快適に充実した時を過ごせるよう、都は区の実施が推進されるような支援を行う必要がある。		
	○			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
評価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
総合評価				
都 区 保				

検討対象事務評価個票

〔区〕

E

大区分 15 中区分 1 小区分 (1)

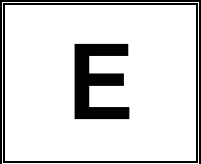
事業名		福祉のまちづくりの推進に関する事務		< 考え方 > ○福祉のまちづくりの普及・推進のための情報提供や助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。 現在都が行っている事務は、広く都全域を対象に福祉のまちづくりのための推進体制を確保し、普及啓発や事業者への助成等を行うものであり、基本的には広域的な対応を要するものと考えられるが、区が実施する鉄道駅エレベーター等整備事業やユニバーサルデザイン整備促進事業への補助については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。 ○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。
担当局		福祉保健局		
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	区市町村の取り組みを補完し、広く都全域を対象に推進体制を確保し、普及啓発や事業者への助成等を要する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			

総合評価

都	区	保
---	---	---

検討対象事務の内容

大区分 15 中区分 1 小区分 (1)



事業名	福祉のまちづくりの推進に関する事務
担当	福祉保健局
事務内容	(事務の概要) 高齢者や障害者を含むすべての人が、安全、安心かつ快適に暮らし、訪れることができる社会の実現を図るため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、福祉のまちづくりを推進する。
	(主な事務内容)
	1 東京都福祉のまちづくり推進協議会の運営 福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項の調査・審議
	2 東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会の運営 福祉のまちづくりに関する施策の推進について、事業者団体等との連絡協議、情報交換など
	3 福祉のまちづくりの普及・推進(福祉のまちづくり功労者の顕彰)
の	4 鉄道駅エレベーター等整備事業 区市町村が鉄道事業者と協働して実施する都内鉄道駅におけるエレベーター等整備事業に対し補助
	5 ユニバーサルデザイン整備促進事業 (1) ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業 ユニバーサルデザインの観点から総合的な整備を行う区市町村に対し補助
	(2) とうきょうトイレ整備事業 民間事業者、住民と協働して「だれでもトイレ」の整備を行う区市町村に対し補助
	6 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 ノンステップバスの整備を行う民営バス事業者に対し補助
	7 区市町村福祉のまちづくり取組発表会 区市町村による先駆的な取組や事例を紹介し、他の区市町村の取組に波及させるとともに、都民にも参加してもらい、福祉のまちづくりへの理解促進を図る。
内	(関係法令等)
	○ 東京都福祉のまちづくり条例、東京都福祉のまちづくり条例施行規則
	○ 鉄道駅エレベーター等整備事業実施要綱、鉄道駅エレベーター等整備事業補助要綱
	○ だれにも乗り降りしやすいバス整備事業実施要綱、だれにも乗り降りしやすいバス整備事業補助要綱
	○ ユニバーサルデザイン整備促進事業実施要綱、ユニバーサルデザイン整備促進事業補助要綱
容	(区との連携状況)
	補助の仕組みは都で設定しているが、事業の実施箇所など具体的内容は区市町村が選択できる。
	(その他)

(都における事務処理の状況)	
鉄道駅エレベーター等整備事業	
実施主体	区市町村
補助率	区市町村が補助した額の1/2以内(補助事業経費の1/6以内)
補助限度額	1鉄道駅35,000千円 (ただし、1鉄道駅に3基以上整備する場合は50,000千円)
補助実績 (平成21年度)	13駅23基 (区部:8区 9駅16基 220,620千円)
ユニバーサルデザイン整備促進事業	
○ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業	
実施主体	区市町村
補助率	1/2
補助基準額	200,000千円
補助実績	19～21年度 3区3市(21年度実績 区部:236,849千円)
	20～22年度 1区1市(21年度実績 区部:36,655千円)
	21～23年度 1区2市(21年度実績 区部:21,998千円)
○とうきょうトイレ整備事業	
実施主体	区市町村
補助率	1/2
補助基準額	25,000千円
補助実績 (平成21年度)	5区4市(区部:84,284千円)
だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	
実施主体	民営バス会社
補助率	1/3
補助基準額	3,780千円
補助実績 (平成21年度)	233両(282,285千円)

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

E

任意共管事務

19 山谷対策に関する事務											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 山谷対策に関する事務											
(1) 山谷対策に関する事務	2区に跨る山谷地域における簡易宿所の居住者等に対して、雇用の安定、社会福祉及び保健衛生の向上などを図るため、東京都山谷対策本部を設置し、総合的な山谷対策事業を推進する。	区	○							○山谷地域における雇用の安定や地域環境の改善、連絡調整等を行う事務であり、都と関係区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在、都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○山谷対策は、就労対策、福祉・保健医療対策、地域環境改善対策等の各分野にわたることから、事業を効果的に進めていくためには、都と関係区等が連携して取り組んでいく必要がある。 ○また、簡易宿所密集地域が抱える問題は、東京をはじめとする大都市特有の問題であり、わが国の社会的・経済的構造に起因する問題である。山谷対策は、対象地域が台東区・荒川区にまたがるだけでなく、その歴史的経緯を鑑みても、関係区のみが個別に実施する性質の事業ではない。 ○このため、都は、労働事情が悪化する時期の生活援護や財団法人城北労働・福祉センターに対する補助等を行い、関係区は、福祉事務所等における生活相談、生活保護等を実施するなど、都と区が協力して対策に取り組んでいく必要がある。 ○なお、現在の都区の役割分担は、都と関係区等により構成される東京都山谷対策本部が策定している東京都山谷対策総合事業計画に基づくものとなっている。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 19 中区分 1 小区分 (1)

事業名	山谷対策に関する事務	
担当	福祉保健局	
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 対象地域が台東区・荒川区にまたがるとともに、労働、保健衛生、生活の安定等各分野にわたることから、都は引き続き山谷対策全般に関する総合調整を推進していく必要がある。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 山谷地域の抱える問題は、労働、保健衛生、生活の安定等各分野にわたるため、関係区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
評価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
チェック	理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

＜ 考え方 ＞
（事業趣旨・概要）
○都知事を本部長とした東京都山谷対策本部を設置し、関係区とともに山谷地域の簡易宿所居住者等に対して雇用の安定、社会福祉及び保健衛生の向上など総合的な山谷対策事業を推進している。
（区における実施状況）
○関係区において、東京都山谷対策総合事業計画に基づき、山谷地域の日雇労働者の生活の安定と自立を支援するための事業を推進している。
（役割分担のあり方）
○山谷対策は、就労対策、福祉・保健医療対策、地域環境改善対策等の各分野にわたることから、事業を効果的に進めていくためには、都と関係区等が連携して取り組んでいくことが必要である。
○また、簡易宿所密集地域が抱える問題は、東京をはじめとする大都市特有の問題であり、わが国の社会的・経済的構造に起因する問題である。山谷対策は、対象地域が台東区・荒川区にまたがるだけでなく、その歴史的経緯を鑑みても、関係区のみが個別に実施する性質の事業ではない。
○このため、都は、労働事情が悪化する時期の生活援護や財団法人城北労働・福祉センターに対する補助等を行い、関係区は、福祉事務所等における生活相談、生活保護等を実施するなど、都と区が協力して対策に取り組んでいく必要がある。
○なお、現在の都区の役割分担は、都と関係区等により構成される東京都山谷対策本部が策定している東京都山谷対策総合事業計画に基づくものとなっている。
（役割分担の見直しの必要性）
○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。
総合評価
都 区 保

検討対象事務評価個票

〔区〕

E

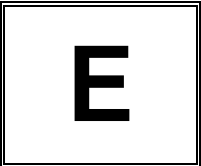
大区分 19 中区分 1 小区分 (1)

事業名	山谷対策に関する事務		＜ 考え方 ＞ ○山谷地域における雇用の安定や地域環境改善事業等を含めた総合事業計画の策定や連絡調整等を行う事務であり、都と関係区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。 山谷地域は、戦後復興期から東京が発展する中で形成された全国有数の寄せ場（雇い労働市場）であり、全国から集まる日雇い労働者等への生活相談、職業紹介、応急援護など一貫性を持って支援する必要がある。 現在、都が行っている事務は、事業の特殊性や歴史的経緯等を踏まえた広域的な対応を要する事務であると考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。
担当局	福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	○	事業の特殊性や歴史的経緯等から、特定の地域の問題について、広域的な対応を要する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由		
評価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価

都	区	保
--------------	---	---

検討対象事務の内容



大区分 19 中区分 1 小区分 (1)

事業名

担当

山谷対策に関する事務

福祉保健局

（事務の概要）

都知事を本部長とした東京都山谷対策本部を設置し、関係区とともに山谷地域の簡易宿所居住者等に対して雇用の安定、社会福祉及び保健衛生の向上など総合的な山谷対策事業を推進。

（主な事務内容）

1 越年越冬対策事業

山谷地域居住者のうち、就労の能力及び意思を有しながら、年末年始及び冬季の労働事情のため就労できず、宿泊もできない生活困窮者に対し、生活相談及び施設援護を行なう。

○ 越年事前相談の実施

○ 越年相談所の設置

○ 越年施設の設置、施設援護

○ 越冬施設の設置、施設援護

○ ゴールデンウィーク対策施設の設置、施設援護

2 財団法人城北労働・福祉センターの運営補助

・職業紹介

・生活総合相談

・健康相談室の運営

3 山谷地域道路特別清掃事業補助

台東区・荒川区が行う山谷地域の区道・公園の特別清掃について、都が1／2補助を行う。

（関係法令等）

東京都山谷対策本部設置要綱、東京都山谷対策本部運営要綱

山谷地域道路特別清掃事業費補助要綱、山谷地域等公園特別清掃事業費補助要綱

（区との連携状況）

（その他）

（参考）財団法人城北労働・福祉センターは、台東・荒川両区と派遣協定を締結し、相談業務に各区2名の職員の派遣を得ている。

（都における事務処理の状況）

1 越年越冬対策事業

越年越冬対策実施状況（平成21年12月1日～平成22年3月31日、人、件）

相談人員	12,176
宿泊措置人員	5,550
宿泊延人員	13,745
入院件数	27

2 財団法人城北労働・福祉センターの運営補助

職業紹介の実績（平成21年度、件数）

窓口紹介	29,802
その他	12,846
計	42,648

生活総合相談の利用状況（平成21年度、のべ件数）

医療相談	1,535
生活保護の相談	685
応急援護相談	44,528
労働相談	1,157
その他の相談	7,150
計	55,055

※生活保護法以外の福祉関係法の相談を含む。

3 山谷地域道路特別清掃事業補助

○道路清掃（平成21年度、回、千円）

	清掃回数	補助実績
台東区	156	22,771
荒川区	102	11,367

○公園清掃（平成21年度、か所、回、千円）

	公園数	清掃回数	補助実績
台東区	10	24	1,033

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

20 地域における高齢者の日常生活の支援などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 地域における高齢者の日常生活の支援などに関する事務											
(1)地域における高齢者の日常生活の支援などに関する事務	地域における高齢者の日常生活を支援する。	区	○							○地域における高齢者の日常生活を支援するため、高齢者住宅の管理人等を対象とした研修の実施や区市町村が行う高齢者福祉サービスの充実に資する事業を支援する事務である。現在都が行っている事務のうち、都の補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都区
		都	○	○					○	○高齢者施策においては、支援を必要とする高齢者の誰もが良質なサービスを利用できる環境を確保していく必要があり、そのための一定の基盤づくりは都の責務である。このため、各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かなサービスが都内全域に行きわたるよう、都は高齢社会対策区市町村包括補助事業により区の出組を一層後押ししていく必要がある。 ○高齢社会対策区市町村包括補助事業のうち、区が独自に取り組む先駆的事業については、事例発表会を実施するなど、他の区市町村にも紹介し、都内全域での普及を図っている。 ○また、高齢者住宅支援員研修事業についても、高齢者が安心して、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるような環境を都内全域を通じて確保していくため、都が行う必要がある。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 20 中区分 1 小区分 (1)

事業名	地域における高齢者の日常生活の支援などに関する事務		
担当	福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由 支援を必要とする高齢者の誰もが良質なサービスを利用できる環境を確保していく必要があり、そのための一定の基盤づくりは都の責務である。各区の主体的な取組により良質なサービスが都内全域に行きわたるよう、都は高齢社会対策区市町村包括補助事業により区を支援する必要がある。	
	○		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由 高齢社会対策区市町村包括補助事業のうち、区が独自に取り組む先駆的事业については、事例発表会を実施するなど、他の区市町村にも紹介し、都内全域での普及を図っている。区単独での取組では、このような普及効果は限定される。	
	○		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由 高齢者住宅支援員研修事業については、国の通知により、都道府県が実施主体となることが定められている。	
○			

< 考え方 >		
(事業趣旨・概要)		
○区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する、高齢者に対する福祉サービスの充実に資する事業を支援することにより、都における保健福祉施策総体の向上を図るため、高齢社会対策区市町村包括補助事業を行っている。		
○また、高齢者が多く居住する集合住宅の管理人等を対象として、高齢者に関する介護等の基本的な知識の習得を図る、高齢者住宅支援員研修事業を実施している。		
(区における実施状況)		
○都の高齢社会対策区市町村包括補助等を活用し、地域の実情に応じた施策を展開している。		
(役割分担のあり方)		
○高齢者施策においては、支援を必要とする高齢者の誰もが良質なサービスを利用できる環境を確保していく必要があり、そのための一定の基盤づくりは都の責務である。このため、各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かなサービスが都内全域に行きわたるよう、都は高齢社会対策区市町村包括補助事業により区を取組を一層後押ししていく必要がある。		
○高齢社会対策区市町村包括補助事業のうち、区が独自に取り組む先駆的事业については、事例発表会を実施するなど、他の区市町村にも紹介し、都内全域での普及を図っている。		
○また、高齢者住宅支援員研修事業についても、高齢者が安心して、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるような環境を都内全域を通じて確保していくため、都が行う必要がある。		
(役割分担の見直しの必要性)		
○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

E

大区分 20 中区分 1 小区分 (1)

事業名	地域における高齢者の日常生活の支援などに関する事務		< 考え方 > ○地域における高齢者の日常生活を支援するため、高齢者住宅の管理人等を対象とした研修の実施や区市町村が行う高齢者福祉サービスの充実に資する事業を支援する事務である。 現在都が行っている事務のうち、高齢者住宅支援員研修事業については、国の通知に基づく都道府県事業として、都内全域を対象に広域的に活動する公共的団体に委託をして、高齢者住宅の管理人等に対し介護等の知識を習得するための研修を行っているものであり、基本的には広域的な対応を要するものと考えられるが、特別区に対する高齢社会対策包括補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。 ○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。
担当局	福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☒	国の通知に基づく都道府県事業として、広く都内全域を対象に行う、高齢者住宅支援員研修事業については、都が広域的な立場で処理することが必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
業	チェック	理由	
	☐		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由		
☐			

総合評価		
☒ 都	☒ 区	☐ 保

E

担当	福祉保健局
----	-------

(都における事務処理の状況)

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

E

任意共管事務

22 老人福祉施設等の整備・管理運営に関する事務													
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価		
2 老人福祉施設等の整備に関する事務													
(1) 老人福祉施設等の整備に関する事務	老人福祉施設等の整備を促進するため、施設整備費等に要する経費の一部を補助する。	区	○							○老人福祉施設等の施設整備費等を助成する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連絡・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、地域密着型サービス等重点整備事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都区		
		都	○	○						○身体機能が低下した高齢者の自立した生活を支えるための施設サービスの基盤整備においては、既存施設の整備状況、施設配置の地域バランス、サービス利用者数の将来見込み等に配慮しながら、適切なサービス量の確保と質の向上を図っていく必要がある。こうしたことから、都内全域を通じてサービス基盤を整備していくためには、都による全都的な視点に立った取組が不可欠であり、都が整備費の補助を行う必要がある。 ○地域の実情に応じて、事業者等に対する更なる支援が必要な場合は、区が個別に補助を行うことにより、サービス基盤をより一層充実させることが可能となる。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都		

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 22 中区分 2 小区分 (1)

事業名	老人福祉施設等の整備に関する事務	
担当	福祉保健局	
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	☐	既存施設の整備状況、施設配置の地域バランス、サービス利用者数の将来見込み等に配慮しながら、適切なサービス量の確保と質の向上を図る必要があり、都内全域を通じてサービス基盤を整備していくためには、都による全都的な視点に立った取組が不可欠である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	☐	各区による個別の取組だけでは、施設の不足や地域偏在が緩和・解消されないおそれがある。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	☐	
	評価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
チェック		理由
☐		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック		理由
☐		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック		理由
☐		
価		(7) その他特段の事情があるかどうか。
	チェック	理由
☐		

< 考え方 >

(事業趣旨・概要)

○特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の施設整備の促進を図るため、整備を行う社会福祉法人等に対して、施設整備費を補助する。

(区における実施状況)

○老人福祉施設等の整備を行う法人等に対し、独自に整備費の助成等を行っている。

○地域密着型サービス等重点事業においては、都の補助を受け、事業者等に対して補助を行っている。

(役割分担のあり方)

○身体機能が低下した高齢者の自立した生活を支えるための施設サービスの基盤整備においては、既存施設の整備状況、施設配置の地域バランス、サービス利用者数の将来見込み等に配慮しながら、適切なサービス量の確保と質の向上を図っていく必要がある。こうしたことから、都内全域を通じてサービス基盤を整備していくためには、都による全都的な視点に立った取組が不可欠であり、都が整備費の補助を行う必要がある。

○地域の実情に応じて、事業者等に対する更なる支援が必要な場合は、区が個別に補助を行うことにより、サービス基盤をより一層充実させることが可能となる。

(役割分担の見直しの必要性)

○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価

☒ 都	☐ 区	☐ 保
------------------------------------	-------------------------	-------------------------

〔区〕

E

担当局	福祉保健局
-----	-------

< 考え方 >

(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。

チェック

理由



広域的に利用される施設について、都内の施設配置のバランスを考慮しながら助成を行うことを要する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。

(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。

チェック

理由

(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック

理由

(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック

理由

(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。

チェック

理由

(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。

チェック

理由

(7) その他特段の事情があるかどうか。

チェック

理由

○老人福祉施設等の整備を促進するため、施設整備費等に要する経費の一部を補助する事務である。

現在都が行っている事務のうち、特別養護老人ホーム等は広域の利用を妨げない施設であるほか、都内の施設配置のバランスを考慮する必要があるなど、広域的な対応が必要であるため、引き続き都が担う方向で検討すべきであるが、地域密着型サービスの利用者は基本的に区民に限られるため、地域密着型サービス等重点整備事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。

○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価

都

□

保

検討対象事務の内容



大区分 22 中区分 2 小区分 (1)

事業名

老人福祉施設等の整備に関する事務

担当

福祉保健局

事務の内容

(事務の概要)

老人福祉施設等の整備を推進するため、施設整備費等に要する経費の一部を補助する。

(主な事務内容)

1 特別養護老人ホーム等整備費補助

・特別養護老人ホーム等の整備に要する経費の一部補助

2 地域密着型サービス等重点整備事業

・小規模多機能型居宅介護拠点、小規模特別養護老人ホーム及び小規模特別養護老人ホーム併設ショートステイの整備に要する経費の一部補助

3 介護老人保健施設の整備

・介護老人保健施設の整備による経費の一部補助

4 介護専用型有料老人ホーム設置促進

・介護専用型有料老人ホームの整備に要する経費の一部補助

(関係法令等)

1 老人福祉施設整備費補助要綱

2 地域密着型サービス等重点整備事業実施要綱

3 東京都介護老人保健施設施設整備費補助要綱

4 介護専用型有料老人ホーム施設整備費補助要綱

(区との連携状況)

1 補助に当たり、該当区より、整備計画に関する意見書を提出してもらう(法人経由で受領)。

2 事業実施の判断は区が行うものであるため、区が事業者との窓口となっている。補助金の申請書類は区の意見に基づき都に提出される。補助率:都1/2、区1/2。

3 事前協議、意見書の交付等

4 補助に当たり、該当区より、整備計画に関する意見書を提出してもらう(法人経由で受領)。

(その他)

(都における事務処理の状況)

特別養護老人ホーム等整備費補助

対象事業

特別養護老人ホームの創設、増築、改築等

補助率

1 床あたり 創設:430万円、増築:430万円、改築:516万円等

実績(平成21年度、単位:件数)

平成21年度 新規:9件、継続:17件

地域密着型サービス等重点整備事業

対象事業

小規模特別養護老人ホーム、小規模特養併設ショート、小規模多機能型居宅介護拠点

補助率

1 床あたり:小規模特別養護老人ホーム4,300千円、小規模特養併設ショート4,300千円、小規模多機能型居宅介護拠点:3,900千円

区市補助

1／2

実績(平成21年度、単位:件数)

小規模特別養護老人ホーム2件、小規模特養併設ショート1件、小規模多機能型居宅介護拠点14件

介護老人保健施設の整備

対象事業

介護老人保健施設の整備事業(創設・増築、療養病床からの転換に係る創設・改築・改修)

補助率

1 0／1 0 (1 床あたり補助単価:創設・増築・転換創設⇒430万円、転換改築⇒516万円、転換改修⇒215万円)

実績(平成21年度、単位:件数)

継続4件 新規4件

介護専用型有料老人ホーム設置促進

対象事業

介護専用型有料老人ホームの創設、改修等

補助率

1 床あたり 創設:200万円、改修:100万円

実績(平成21年度、単位:件数)

平成21年度 新規:2件

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

E

任意共管事務

27 保育所等に関する事務													
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方			総合評価
1 保育所等に関する事務													
(1) 保育所等に関する事務	次代を担う子供が健やかに生まれ、育まれる社会の形成を目指して、様々な子育て支援策を推進する。	区	○							○待機児童解消に向け多様な保育関連施設を確保するための短期集中的な助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、家庭福祉員の研修や認定子ども園に対する支援等については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。			都区
		都	○							○大都市東京においては、増大かつ多様化する保育ニーズに的確に対応していくことが求められており、保育の必要度に応じて適切なサービスを利用できるよう、質の確保を図りつつ、サービス量を拡充していかなければならない。安心して子供を産み育てられる環境を都内全域において整備していくためには、区が地域の実情に応じて行う多様な取組を、都が区への補助等を通じて支援していくことが必要である。 ○また、事業所内保育施設への支援は企業等による次世代育成の取組を促進するものであり、院内保育事業への支援は看護師の確保対策の一環でもあることから、区が住民に提供する一般的な保育サービスとは性質が異なる。これらの取組を都内全域に広げていくため、都が引き続き実施していく必要がある。 ○一方、区は、保育の実施主体として地域の実情に応じた取組を着実に実施し、住民の保育ニーズに的確に応えていくことが求められる。 ○なお、現在、国の「子ども・子育て新システム検討会議」において、新たな次世代育成支援のためシステムの構築が検討されており、新システムへの移行に際しては、再度、役割分担についての検討が必要である。 ○都区において上記の適切な役割分担がなされており、現状においては都区の役割を見直す必要はない。			都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 27 中区分 1 小区分 (1)

事業名		保育所等に関する事務		< 考え方 > (事業趣旨・概要) ○保育サービスの質的・量的拡充を図るため、都独自の各種補助事業等を実施している。 (区における実施状況) ○国や都の補助事業等を活用し、地域の実情に応じた施策を展開している。 (役割分担のあり方) ○大都市東京においては、増大かつ多様化する保育ニーズに的確に対応していくことが求められており、保育の必要度に応じて適切なサービスを利用できるよう、質の確保を図りつつ、サービス量を拡充していかねばならない。安心して子供を産み育てられる環境を都内全域において整備していくためには、区が地域の実情に応じて行う多様な取組を、都が区への補助等を通じて支援していくことが必要である。 ○また、事業所内保育施設への支援は企業等による次世代育成の取組を促進するものであり、院内保育事業への支援は看護師の確保対策の一環でもあることから、区が住民に提供する一般的な保育サービスとは性質が異なる。これらの取組を都内全域に広げていくため、都が引き続き実施していく必要がある。 ○一方、区は、保育の実施主体として地域の実情に応じた取組を着実に実施し、住民の保育ニーズに的確に伝えていくことが求められる。 ○なお、現在、国の「子ども・子育て新システム検討会議」において、新たな次世代育成支援のためのシステムの構築が検討されており、新システムへの移行に際しては、再度、役割分担についての検討が必要である。 (役割分担の見直しの必要性) ○都区において上記の適切な役割分担がなされており、現状においては都区の役割を見直す必要はない。
担当		福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	理由 大都市東京においては、増大かつ多様化する保育ニーズに的確に対応していくことが求められており、保育の必要度に応じて適切なサービスを利用できるよう、質の確保を図りつつ、サービス量を拡充していかねばならない。安心して子供を産み育てられる環境を都内全域において整備していくためには、区が地域の実情に応じて行う多様な取組を、都が区への補助等を通じて支援していくことが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由			
評価	(6) 法令の趣旨・目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
評価	チェック	理由		

総合評価

都	区	保
---	---	---

検討対象事務評価個票

〔区〕

E

大区分 27 中区分 1 小区分 (1)

事業名		保育所等に関する事務		< 考え方 > ○待機児童解消に向け多様な保育関係施設を確保するための短期集中的な助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。 現在都が行っている事務は、国の交付金を財源に造成した基金の活用と都独自の支援策を組み合わせ、緊急整備措置として短期集中的に多様な保育施設の整備費助成を行う事務などであり、基本的には広域的な対応を要するものと考えられるが、家庭福祉員の研修や認定子ども園に対する支援等については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。 ○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。
担当局		福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	区市町村の取り組みを補完し、国の施策に連動して短期集中的に広域的な支援を要する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価

都

区

保

検討対象事務の内容

E

大区分 27 中区分 1 小区分 (1)

事業名	保育所等に関する事務	(都における事務処理の状況)
担当	福祉保健局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) 次代を担う子供が健やかに生まれ、育まれる社会の形成を目指して、様々な子育て支援策を実施する。	
	(主な事務内容) 1 認可保育所に対する支援 2 認証保育所に対する支援 3 家庭的保育事業 4 認定こども園に対する支援 5 病児・病後児保育事業 6 事業所内保育施設支援事業 7 院内保育事業運営費補助事業 8 院内保育所整備費補助事業	
	(関係法令等)	
	(区との連携状況)	
	(その他)	

別紙1

事業名		保育所等に関する事務		(都における事務処理の状況)	
担当		福祉保健局			
事務内容	(事務の概要)	次代を担う子供が健やかに生まれ、育まれる社会の形成を目指して、様々な子育て支援策を実施する。		1 認可保育所に対する支援	
	(主な事務内容)			(1) 待機児童解消区市町村支援事業	
	1 認可保育所に対する支援			対象事業	保育所等の開設準備支援事業、事業者負担軽減のための開設準備経費補助等の充実事業、保育所整備に係る区市町村負担の軽減、その他待機児童解消に資する事業
	(1) 待機児童解消区市町村支援事業			補助率	原則1/2 ただし、一定の要件を満たす区市町村については補助率を3/4等に引き上げる
	待機児童の解消に向けて、地域の実情に応じて区市町村が実施する事業を広く支援することにより、保育サービス拡充の取組をさらに加速させる。			実績	平成21年度 20区13市1町
				事務処理	補助事業について区が一部負担する。
	(2) マンション等併設型保育所設置促進事業			(2) マンション等併設型保育所設置促進事業	
	賃借物件等を用いた認可保育所の整備に要する経費の一部を補助することにより、小規模施設や保育所分園の設置促進を図る。			対象事業	①賃貸物件等を用いた認可保育所の賃借料・改修費等②自己所有物件の改修費等
	(3) 認可保育所サービス向上支援事業			補助率	①国→区市町村2/3②都→区市町村1/2
	入所定員の増、年齢別定員の見直し、0歳児保育の実施等、サービスの向上・改善に必要な施設改修経費を補助する。			実績	平成21年度 29件
事務内容	(4) 保育対策等促進事業			事務処理	事業者への周知や申請書の受理等事務処理は区市町村を通じて行う。区市町村へ補助。
	休日・夜間保育事業、待機児童解消促進事業及び保育環境改善等事業に要する経費の一部を助成する。			(3) 認可保育所サービス向上支援事業	
				対象事業	サービス向上・改善を目的とする改修経費
				補助率	都→区市町村1/2
				実績	平成21年度 0件
				事務処理	事業者への周知や申請書の受理等事務処理は区市町村を通じて行う。区市町村へ補助。
	(関係法令等)			(4) 保育対策等促進事業	
	(1) 待機児童解消区市町村支援事業補助要綱、(2) マンション等併設型保育所設置促進事業補助要綱			対象事業	休日・夜間保育事業、待機児童解消促進事業、保育環境改善等事業
	(3) 認可保育所サービス向上支援事業補助要綱(4) 東京都保育対策等促進事業実施要綱			補助率	2/3
				実績	平成21年度 378か所
事務内容	(区との連携状況)			事務処理	補助事業について区が一部負担する
	補助事業について、区が一部負担する。				
	(その他)				

別紙2

事業名		保育所等に関する事務
担当		福祉保健局
事務内容	(事務の概要)	
	次代を担う子供が健やかに生まれ、育まれる社会の形成を目指して、様々な子育て支援策を実施する。	
	(主な事務内容)	
	2 認証保育所に対する支援	
	(1) 安心こども基金・待機児童解消区市町村支援事業 認可基準を満たす賃貸物件の認証保育所について、安心こども基金を活用した整備を図るとともに、認可基準を満たさない場合においても、待機児童解消区市町村支援事業等により補助を行う。	
の	(2) 認証保育所等開設資金貸付事業 認証保育所及び認可保育所の設置を促進するため、認証保育所等を開設する民間事業者に対して開設準備に係る経費の一部を無利子で貸し付ける。	
	(3) 認証保育所等運営指導・研修事業 認証保育所等の質の確保・向上を図るため、事業者に対して保育士等の専門職を活用した運営指導を行うとともに、認証保育所施設長、家庭的保育者、認可外保育施設職員テーマ別等の研修を実施する。	
	内容	
容	(関係法令等)	
	「東京都認証保育所事業実施要綱」、「東京都認証保育所事業実施細目」、「東京都認証保育所等開設資金貸付要綱」、「平成21年度認証保育所運営指導事業実施要綱」ほか	
	(区との連携状況)	
その他	・新規設置にあたっては、区が事業者の推薦を東京都に対し行う。 ・事業者に対する運営費の補助については、既に財政調整による対応がなされている。 ・認証保育所運営指導に際しては、施設所在地の区市町村と連携し実施している。	
	(その他)	

(都における事務処理の状況)

認証保育所の現況 (平成22年4月1日)

類型	A型		B型		合計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
区部	322	11,454	62	1,252	384	12,706
市町村部	116	4,015	28	586	144	4,601
合計	438	15,469	90	1,838	528	17,307

東京都認証保育所開設事務の流れ

(既存建物を改修して、新規に認証保育所を開設する場合。)

```
graph TD
    Tokyo[東京都  
①審査会開催]
    Local[区市町村]
    Operator[事業者  
⑦改修工事等]

    Tokyo -- "③推薦書送付" --> Local
    Local -- "⑧意見照会" --> Tokyo
    Local -- "⑨意見書送付" --> Tokyo
    Local -- "②調査、選定" --> Operator
    Operator -- "④事業概要説明、事業計画説明、現地確認依頼" --> Tokyo
    Operator -- "⑤現地確認" --> Tokyo
    Operator -- "⑥申請書提出" --> Tokyo
    Tokyo -- "⑩審査会開催" --> Operator
    Operator -- "①事業提案、公募応募等" --> Local
    Local -- "⑤'現地確認立会い" --> Operator
    Operator -- "⑩'現地確認立会い" --> Local
    Operator -- "⑦改修工事等" --> Operator
    Operator -- "⑩'現地確認立会い" --> Local
    Operator -- "⑩'現地確認立会い" --> Local
```

① 事業者が区市町村に対し、事業提案、公募への応募、事前相談等を行う。 ⑦ 事業者が、必要に応じ改修工事等を行う。

② 区市町村が①の提案に基づき検討、選考等を行い、推薦を内定する。 ⑧ 東京都が区市町村に対し、意見を照会する。

③ 区市町村が、東京都に推薦書を送付する。 ⑨ 区市町村が、意見書を東京都に送付する。

④ 事業者が東京都に事業概要、事業計画説明等を行う。 ⑩ 改修箇所について、区市町村の立会いのもと東京都が現地確認を行う。

⑤ 区市町村の立会いのもと、東京都が現地確認を行う。 ⑪ 東京都が書類審査、審査会を行なう。

⑥ 事業者が、設置申請書類を東京都に提出する。 ⑫ 東京都が認証し、事業者に認証書を交付する。

※ 開設を希望する方は、区市町村によって募集・選定方法、提出書類等が違うため、まず事務手続きについて区市町村担当課に確認してください。

※ 一般的な事務の流れを説明しているので、必ずしも上記手続きどおりでない場合もありますのでご了承ください。

別紙3

事業名		保育所等に関する事務	
担当		福祉保健局	
事務内容	(事務の概要)		(都における事務処理の状況)
	次代を担う子供が健やかに生まれ、育まれる社会の形成を目指して、様々な子育て支援策を実施する。		
	(主な事務内容)		
	3 家庭的保育事業		
	保育を要する乳児又は幼児を乳幼児の保育について知識及び経験を有する者がその居宅等において保育する事業		
	都は以下を実施		
内容	・事業実施基準策定		
	・家庭的保育者認定の資格要件を満たすための研修実施		
	・実施主体である区市町村の補助申請の確認及び補助金支出 等		
	(事業根拠)		
	児童福祉法、家庭的保育事業等実施要綱、区市町村が行う家庭的保育事業等に対する都費補助要綱		
	(区との連携状況)		
その他	家庭的保育事業の実施は区市町村による任意の取組、補助事業は区市町村が一定の補助を負担		
	(その他)		

別紙4

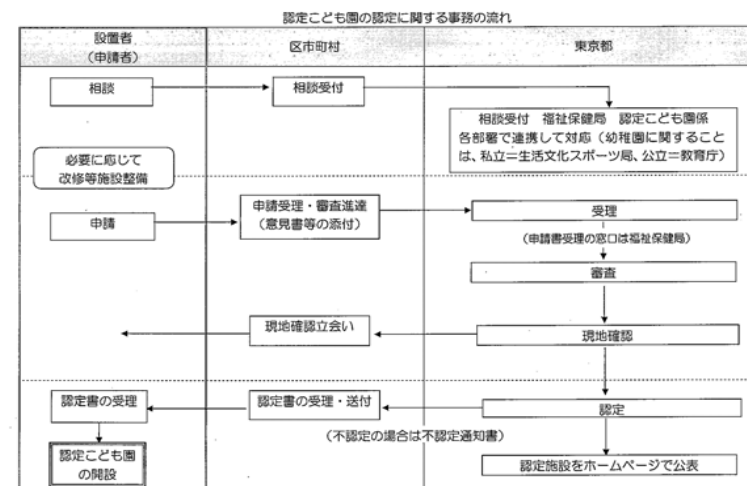
事業名	保育所等に関する事務
担当	福祉保健局
事務内容	(事務の概要)
	次代を担う子供が健やかに生まれ、育まれる社会の形成を目指して、様々な子育て支援策を実施する。
	(主な事務内容)
	4 認定こども園
	(1)「幼稚園型(並列型・年齢区分型)・認可外保育施設運営費補助」
	【補助内容】 認可外保育施設部分の運営費の補助
	(2)「幼保連携型(年齢区分型)及び幼稚園型(単独型・年齢区分型)」
	【補助内容】幼稚園児に対し、日常的に長時間保育を行うために必要な人件費等の補助
	(3)「地方裁量型・認可外保育施設運営費補助」
	【補助内容】地方裁量型認定こども園の運営費の補助
内容	(4)「保育所型及び地方裁量型・教育機能事業費補助」
	【補助内容】保育所や認証保育所が、幼稚園と同等な幼児教育を行うために必要な経費の補助
	(5)「開設準備経費」
	【補助内容】認定こども園の認定を受けるために必要な改修経費の補助
	(関係法令等)
内容	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、「東京都認定こども園の認定基準に関する条例」ほか
	(区との連携状況)
	○申請書等の受理は区が行い、都に進達する。 ○区が認定こども園の設置者に対して行う運営費、開設準備経費等の補助について、都がその一部を補助する。
その他	(その他)

(都における事務処理の状況)

認定こども園の現況

(平成22年4月1日)

類型	施設数	定員	
		保育に欠ける子供	保育に欠けない子供
幼保連携型	7か所	616人	521人
幼稚園型	32か所	1,714人	8,159人
保育所型	5か所	426人	115人
地方裁量型	7か所	374人	124人
計	51か所	3,130人	8,919人



別紙5

事業名		保育所等に関する事務
担当		福祉保健局
事業内容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)
	次代を担う子供が健やかに生まれ、育まれる社会の形成を目指して、様々な子育て支援策を実施する。	5 病児・病後児保育事業 実施主体 区市町村又は区市町村が適切と認めた者 補助率 2/3 事業規模(平成21年度) 病児・病後児対応型 44区市・93か所
	(主な事務内容)	
	5 病児・病後児保育事業 地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行なう事業を実施することで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。	
	6 事業所内保育施設支援事業 都が設置・運営を支援する事業所内施設の基準を定めるとともに、事業に要する経費の一部を補助することにより、事業所内保育施設における保育サービスの水準の維持向上を図る。	6 事業所内保育施設支援事業 補助率 1/2 補助実績(平成21年度) 27施設
	7 院内保育事業運営費補助事業 都内病院及び診療所に勤務する職員のために院内保育所を運営する事業に対し、運営費を助成し、医療従事者の離職防止及び再就職を促進している。	7 院内保育事業費運営費補助事業 補助率 2/3 補助実績(平成21年度) 73施設
	8 院内保育所整備費補助事業 都内病院及び診療所が病院内保育施設の施設整備を設置する経費の一部を補助し、医療従事者の離職防止及び再就職を促進する。	8 院内保育所整備費補助事業 補助率 2/3 補助実績(平成21年度) 5施設
内容	(関係法令等) 東京都病児・病後児保育事業実施要綱 事業所内保育施設支援事業補助要綱、院内保育事業運営費補助金交付要綱、東京都病院内保育所施設整備費補助金交付要綱	
	(区との連携状況) 補助事業について、区が一部負担する。	
	(その他)	

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

28 子育て支援に関する事務													
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価		
1 子育て支援に関する事務													
(1) 子育て支援に関する事務	子育て支援に関する事務を行う。	区	○							○子育て家庭を支援するための普及啓発や区市町村の取組みへの助成を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、区に対する補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都区		
		都	○	○						○子育ては、社会全体で取り組むべき大きな課題であり、子供家庭支援施策においては、誰もが居住地を問わず、地域において安心して子育てをすることのできる環境を確保していくことが必要である。そのための一定の基盤づくりは都の責務である。 ○このため、都は、各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かなサービスが都内全域に行きわたるよう、子供家庭支援区市町村包括補助事業により区の取組を一層後押ししていく必要がある。 ○子供家庭支援区市町村包括補助事業のうち、区が独自に取り組む先駆的事业については、事例発表会を実施するなど、他の区市町村にも紹介し、都内全域での普及を図っている。 ○子育て応援とうきょう会議は、子育て支援の取組を、社会全体で東京全域において実現するため、行政や企業、NPOなど幅広い団体の参加を得て設立されたものであり、会議の開催や連絡調整等については、都が広域的に実施していく必要がある。 ○都区において、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都		

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 28 中区分 1 小区分 (1)

事業名		子育て支援に関する事務	
担当		福祉保健局	
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由 子供家庭支援施策においては、誰もが居住地を問わず、地域において安心して子育てをすることのできる環境を確保していくことが必要であり、そのための一定の基盤づくりは都の責務である。このため、各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かなサービスが都内全域に行きわたるよう、都は子供家庭支援区市町村包括補助事業により区の出組を一層後押ししていく必要がある。	
	○		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由 子供家庭支援区市町村包括補助事業のうち、区が独自に取り組む先駆的事业については、事例発表会を実施するなど、他の区市町村にも紹介し、都内全域での普及を図っている。区単独での取組では、このような普及効果は限定される。	
	○		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
価			
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由 子供家庭在宅サービス事業のうち、ショートステイ、トワイライトステイ事業については、国の次世代育成支援対策交付金により既に区で実施しているほか、一時預かり、特定保育事業については、国の要綱で、都の補助が国補助の前提となっている。	
	○		

＜ 考え方 ＞
 (事業趣旨・概要)
 ○子育て応援とうきょう会議を設立し、様々な団体と連携しつつ、社会全体で子育て家庭を支援する機運の醸成を図る。
 ○子供家庭支援区市町村包括補助事業は、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する福祉保健の子供家庭支援分野における基盤の整備及びサービスの充実資する事業を都が支援することにより、福祉保健施策総体の向上を図る。
 ○子供家庭在宅サービス事業については、国の要綱に基づき、区に対し補助を行っている。

(区における実施状況)
 ○都の子供家庭支援区市町村包括補助等を活用し、地域の実情に応じた施策を展開している。
 ○子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)について、国の次世代育成支援対策交付金の補助を受け、事業を実施している。

(役割分担のあり方)
 ○子育ては、社会全体で取り組むべき大きな課題であり、子供家庭支援施策においては、誰もが居住地を問わず、地域において安心して子育てをすることのできる環境を確保していくことが必要である。そのための一定の基盤づくりは都の責務である。
 ○このため、都は、各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かなサービスが都内全域に行きわたるよう、子供家庭支援区市町村包括補助事業により区の出組を一層後押ししていく必要がある。
 ○子供家庭支援区市町村包括補助事業のうち、区が独自に取り組む先駆的事业については、事例発表会を実施するなど、他の区市町村にも紹介し、都内全域での普及を図っている。
 ○子育て応援とうきょう会議は、子育て支援の出組を、社会全体で東京全域において実現するため、行政や企業、NPOなど幅広い団体の参加を得て設立されたものであり、会議の開催や連絡調整等については、都が広域的に実施していく必要がある。

(役割分担の見直しの必要性)
 ○都区において、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

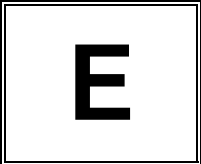
E

大区分 28 中区分 1 小区分 (1)

事業名	子育て支援に関する事務		< 考え方 > ○子育て家庭を支援するための普及啓発や区市町村の取組みへの助成を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。 現在都が行っている事務は、広く都全域の関係機関との連携や区市町村の取組みの支援であり、基本的には広域的対応を要するものと考えられるが、特別区の事業に対する子供家庭支援包括補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。
担当局	福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐	区市町村をはじめ、様々な分野の関係機関との連携や、各区市町村の取組みの支援を要する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
業	チェック	理由	
	☐		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由		
☐			

総合評価		
☐	☐	☐

検討対象事務の内容



大区分 28 中区分 1 小区分 (1)

事業名		子育て支援に関する事務	(都における事務処理の状況)	
担当		福祉保健局		
事業内容	(事務の概要)		子育て応援とうきょう会議の設立趣旨	
	子育て支援に関する事務を行う。		未来を担う子供たちが健やかに成長できる環境を整備するためには、行政、企業、NPOなど社会全体での取組が必要である。社会全体で子供と子育て家庭を支援する機運を一層高めていくため、幅広い分野の団体が構成する「子育て応援とうきょう会議」を設立した。	
	(主な事務内容)		位置づけ	
	1 子育て応援とうきょう会議 様々な分野の関係機関・団体が連携しながら、社会全体で子育て家庭を支援する機運の醸成を図る。		東京都では、「10年後の東京」(平成18年12月)で描いた「社会全体で子育てを支援する」という姿の実現に向け、大都市東京のニーズに即した、より効果的な次世代育成支援策を実施するため、各局の連携をこれまで以上に強化し、総合的かつ機動的に施策を推進することを目的に、「子育て応援戦略会議」を設置した。この会議では、働き方の見直しの推進や、子育て支援サービスの改革、子育てにやさしい環境づくりについて、さまざまな角度から集中的に検討を進め、保育所や学童クラブの整備など、働きながら子育てできる環境の整備だけでなく、柔軟な働き方が選択できる仕組みづくりや、子供連れでも気軽に外出できる環境の整備など、今後重点的に取り組んでいく施策の方向性を「子育て応援都市東京・重点戦略」として取りまとめ、平成19年12月に発表した。	
	2 子供家庭在宅サービス 区市町村が実施する、ショートステイ、トワイライトステイ等の各種在宅サービス及び地域のニーズに応じた子育て支援サービスを推進する。		さらに、将来を担う子供たちが健やかに育つ環境を整備するためには、社会全体での取組が不可欠となる。「子育て応援とうきょう会議」は、子育て支援の取組を東京都全体で展開し、社会全体で子育てを支援するという姿を実現するため、行政や企業、NPOなど幅広い団体の参加を得て、設立された。	
業務内容	3 子供家庭支援区市町村包括補助事業 ＜先駆的事业＞新たな課題に取り組む事業で、区市町村独自の創意工夫によるもの ＜選択事業＞ ○保育所の認証保育所への移行促進事業 ○認定こども園設置促進事業 ○病児・病後児ケア相談事業 ○病児・病後児保育ネットワーク事業 ○区市町村相談対応力強化事業 ○親の子育て力向上支援事業 ○企業・商店街等との連携による子育て支援事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○母子自立支援プログラム策定推進事業 ○ひとり親家庭就業促進事業 ○ひとり親家庭職業訓練等支援事業 ○母子緊急一時保護事業 ○子育てスタート支援事業 ○地域子育て創生事業 ○その他サービスの充実に係る事業 ○子育てに資する基盤の整備		子育て応援とうきょう会議の活動内容 全体会議（年2回実施）の開催 実行委員会（年5～6回実施）の開催 各種事業の実施（別紙参照）	
	＜一般事業＞ 保育所産休等代替職員費補助		子供家庭支援区市町村包括補助事業	
			区分	補助率
			先駆的事业	10/10
			選択事業	1/2
内容			一般事業	ポイント制
	(関係法令等)		※認定こども園設置促進は10/10	
	子育て応援とうきょう会議会則、子育て支援スタート事業実施要綱、子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱・補助要綱			
	(区との連携状況)			
	3 区市町村からの協議受付後、区市の子育て支援状況把握のためヒアリングを実施し、事業採択を行う。			
	(その他)			

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

E

任意共管事務

33 障害者の経済的基盤の整備に関する事務											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 障害者の経済的基盤の整備に関する事務											
(1) 障害者の経済的基盤の整備に関する事務	障害者の経済的自立を図るため、重度心身障害者に対する手当を支給する。	区								○常時複雑な介護を必要とする障害者に手当を支給する事務である。住民生活に密着した事務であり、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○	○					○重度心身障害者手当は、心身に重度の障害を有し、常時複雑な介護を必要とする者に対し、経済的自立を支援するための手当を支給する都独自の制度である。このような障害の程度が著しい障害者にとって、当該手当は生活する上での大きな糧となっており、地域性を超えた制度の安定的運用が求められる。また、昭和48年の制度発足時から一貫して都が事業主体となって運用し、制度として都民・区民に定着し切っており、地域の実情に合わせた独自性を発揮できる余地は少ない。都内全域で、均しく重度心身障害者の生活基盤を確保していくことは広域自治体である都の責務であり、引き続き都が安定的に制度運用を行っていくことが望ましい。 ○重度心身障害者手当は、ただ単に、障害者手帳の等級が重度であるだけでは支給対象とならず、心身障害者福祉センターにおいて障害程度の審査・判定を受ける必要がある。この障害程度の審査・判定は、高度な専門性を要する事務であり、当該事務を区ごとに実施するのは非効率であるばかりか、実質的に審査・判定が困難となり、事業の実施に支障をきたすおそれがある。 ○一方、受給に係る申請受理等の窓口業務については、受給者の利便性の確保等の観点から、住民に身近な区において行うことが望ましい。 ○都区において、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 33 中区分 1 小区分 (1)

事業名	障害者の経済的基盤の整備に関する事務		
担当	福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由 障害の程度が著しい障害者にとって、重度心身障害者手当は生活する上での大きな糧となっており、地域性を超えた制度の安定的運用が求められる。また、昭和48年の制度発足時から一貫して都が事業主体となって運用し、制度として都民・区民に定着し切っており、地域の実情に合わせた独自性を発揮できる余地は少ない。都内全域で、均しく重度心身障害者の生活基盤を確保していくことは広域自治体である都の責務であり、引き続き都が安定的に制度運用を行っていることが望ましい。	
	○		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由 重度心身障害者手当の支給には、心身障害者福祉センターにおいて障害程度の審査・判定を受ける必要があるが、この障害程度の審査・判定は、高度な専門性を要する事務であり、当該事務を区ごとに実施するのは非効率であるばかりか、実質的に審査・判定が困難となり、事業の実施に支障をきたすおそれがある。	
	○		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由 重度心身障害者手当の認定にあたっては、都の心身障害者福祉センターによる高度かつ専門的な判定を行う必要がある。	
	○		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

< 考え方 >		
(事業趣旨・概要) ○重度心身障害者手当は、心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的としている。		
(区における実施状況) ○受給者（申請者）からの申請書受付・確認・受理事務を実施している。		
(役割分担のあり方) ○重度心身障害者手当は、心身に重度の障害を有し、常時複雑な介護を必要とする者に対し、経済的自立を支援するための手当を支給する都独自の制度である。このような障害の程度が著しい障害者にとって、当該手当は生活する上での大きな糧となっており、地域性を超えた制度の安定的運用が求められる。また、昭和48年の制度発足時から一貫して都が事業主体となって運用し、制度として都民・区民に定着し切っており、地域の実情に合わせた独自性を発揮できる余地は少ない。都内全域で、均しく重度心身障害者の生活基盤を確保していくことは広域自治体である都の責務であり、引き続き都が安定的に制度運用を行っていることが望ましい。		
○重度心身障害者手当は、ただ単に、障害者手帳の等級が重度であるだけでは支給対象とならず、心身障害者福祉センターにおいて障害程度の審査・判定を受ける必要がある。この障害程度の審査・判定は、高度な専門性を要する事務であり、当該事務を区ごとに実施するのは非効率であるばかりか、実質的に審査・判定が困難となり、事業の実施に支障をきたすおそれがある。		
○一方、受給に係る申請受理等の窓口業務については、受給者の利便性の確保等の観点から、住民に身近な区において行うことが望ましい。		
(役割分担の見直しの必要性) ○都区において、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

E

大区分 33 中区分 1 小区分 (1)

事業名	障害者の経済的基盤の整備に関する事務		< 考え方 > ○心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする障害者に手当を支給する事務である。住民生活に密着した事務であり、特別区が担う方向で検討すべきである。
担当局	福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
評	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価

都 区 保

検討対象事務の内容

E

大区分 33 中区分 1 小区分 (1)

事業名	障害者の経済的基盤の整備に関する事務		
担当	福祉保健局		
事務の内容	(事務の概要)		
	障害者の経済的自立を図る。		
	(主な事務内容)		
	1 重度心身障害者手当の支給		
	心身に特に重度の障害を有するため常時複雑な介護を必要とする障害者に手当を支給し、障害者の福祉の増進を図る。		
	手当額	月額 60,000円	
	所得制限	あり	
	年齢制限	なし	
	支給制限	施設入所者及び3月を越える入院者 新規65歳以上	
	内容	(関係法令等)	
東京都重度心身障害者手当条例			
(区との連携状況)			
	○補助率	手当額	都 10/10
	○事務処理	事務処理の特例に関する条例により、区が実施	
	(その他)		
	○実施主体	都	
	○受付窓口	区	
	○事務費	特例交付金	

(都における事務処理の状況)	
○ 手当額	
○21年度決算額	
規模 (人)	金 額 (千円)
9, 3 7 7 人	6, 717, 633
※ 平成22年3月の人員	
○22年度予算額 6, 699, 754千円	

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

34 障害者施策推進区市町村包括補助事業に関する事務											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 障害者施策推進区市町村包括補助事業に関する事務											
(1) 障害者施策推進区市町村包括補助事業に関する事務	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する障害者に対する福祉サービスの充実に資する事業を支援する。	区								○区市町村が行う障害者福祉サービスに対する補助を行う事務であり、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○						○障害者施策においては、支援を必要とする障害者の誰もが、居住地を問わず地域において安心して生活し働くことのできる環境を確保していくことが必要であり、そのための一定の基盤づくりは都の責務である。このため、各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かなサービスが都内全域に行きわたるよう、都は障害者施策推進区市町村包括補助事業により区の出組を一層後押ししていく必要がある。 ○障害者施策推進区市町村包括補助事業のうち、区が独自に取り組む先駆的事業については、事例発表会を実施するなど、他の区市町村にも紹介し、都内全域での普及を図っている。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 34 中区分 1 小区分 (1)

事業名	障害者施策推進区市町村包括補助事業に関する事務	
担当	福祉保健局	
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 障害者施策においては、支援を必要とする障害者の誰もが、居住地を問わず地域において安心して生活し働くことのできる環境を確保していくことが必要であり、そのための一定の基盤づくりは都の責務である。このため、各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かなサービスが都内全域に行きわたるよう、都は障害者施策推進区市町村包括補助事業により区
	○	の取組を一層後押ししていく必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 障害者施策推進区市町村包括補助事業のうち、区が独自に取り組む先駆的事业については、事例発表会を実施するなど、他の区市町村にも紹介し、都内全域での普及を図っている。区単独での取組では、このような普及効果は限定される。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

< 考え方 >		
(事業趣旨・概要) ○区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する障害者福祉サービスの充実に資する事業を都が支援することにより、福祉保健施策全体の向上を図る。		
(区における実施状況) ○都の障害者施策推進区市町村包括補助等を活用し、地域の実情に応じた施策を展開している。		
(役割分担のあり方) ○障害者施策においては、支援を必要とする障害者の誰もが、居住地を問わず地域において安心して生活し働くことのできる環境を確保していくことが必要であり、そのための一定の基盤づくりは都の責務である。このため、各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かなサービスが都内全域に行きわたるよう、都は障害者施策推進区市町村包括補助事業により区		
の取組を一層後押ししていく必要がある。		
○障害者施策推進区市町村包括補助事業のうち、区が独自に取り組む先駆的事业については、事例発表会を実施するなど、他の区市町村にも紹介し、都内全域での普及を図っている。		
(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

E

大区分 34 中区分 1 小区分 (1)

事業名		障害者施策推進区市町村包括補助事業に関する事務		< 考え方 > ○区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する障害者福祉サービスに対する助成を行う事務である。 他の保健福祉分野の包括補助事業とあわせ、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。
担当局		福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
評価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価

都	区	保
---	---	---

検討対象事務の内容

E

大区分 34 中区分 1 小区分 (1)

事業名	障害者施策推進区市町村包括補助事業に関する事務	(都における事務処理の状況) ○22年度予算額 11,960百万円 ○補助率 先駆的事业：10/10 選択事業：1/2 一般事業：ポイント制（1ポイント1,000円）
担当	福祉保健局	
	(事務の概要)	
	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する障害者に対する福祉サービスの充実に資する事業を支援する。	
	(主な事務内容)	
	対象事業	
	1 先駆的事业	
	新たな課題に取り組む障害者分野の試行的事業で、都が別に例示するもののほか、区市町村独自の創意工夫によるもの	
	2 選択事業	
	都が目指す福祉保健政策の実現を図り、次に掲げる各政策分野の事業から区市町村が選択して実施するもの、又は区市町村が地域の特性を踏まえ、障害者分野において独自に企画して実施するもの。	
	(1)障害者グループホーム等移行促進事業	
	(2)グループホーム等防火設備整備助成事業	
	(3)高次脳機能障害者緊急相談支援事業	
	(4)障害者地域生活安定化支援事業	
	(5)企業就労意欲促進事業	
	(6)企業内通所授産事業	
	(7)障害者施設等基盤整備事業	
	(8)障害者地域生活移行促進事業	
	(9)障害者による地域緑化推進事業	
	(10)地域活動支援センター機能充実事業	
	(11)精神障害者社会復帰支援事業	
	(12)障害者単身生活サポート事業	
	(13)小規模作業所への支援の充実強化事業	
	(14)移動支援事業利用者の促進事業	
	(15)区市町村発達障害者支援体制整備支援事業(22新)	
	(16)非常時避難誘導設備整備事業(22新)	
	(17)その他事業	
	区市町村が地域の特性を踏まえ、主体的に取り組む次に掲げる事業	
	(1)精神障害者共同作業所通所訓練事業	
	(2)小規模通所授産施設	
	(3)重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業	
	(4)重度身体障害者等緊急通報システム事業	
	(5)重度心身障害者火災安全システム事業	
	(関係法令等)	
	障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱・障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱	
	(区との連携状況)	
	(その他)	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

E

任意共管事務

38 重症心身障害児(者)の保健医療に関する事務											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 重症心身障害児(者)の保健医療に関する事務											
(1)重症心身障害児(者)の保健医療に関する事務	重症心身障害児(者)の療育体制の整備に関する事務を行う。	区	○							○重症心身障害児(者)の療育体制を確保するための訪問検診や従事者の研修等行う事務であり、広域的な対応を要すると考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○重症心身障害児在宅療育支援事業や進行性筋萎縮症検診委託事業については、特定の疾患や障害を対象としており、その対象が希少であることから、高い専門性が求められる。また、対象者が都内に散在しており、事業実施可能な団体も限られることから、事業効果・事業効率の観点から見ても、都が広域かつ一体的に取り組む必要がある。 ○例えば、重症心身障害児(者)に対する訪問事業は、保健師による面談を経て、都の対象者決定会議において専門的に審査を行い対象者を決定している。また、高い専門性や技術力が求められる事業であり、経験のある看護師が少なく、委託先の確保が難しい状況にあることから、都が広域かつ一体的に事業を実施することが望ましい。 ○また、進行性筋萎縮症検診は、特定疾患患者に対する検診等事業であり、医療従事者や都民(ボランティア)の協力を得て、検診・相談のノウハウを有する特定の団体に委託して広域的に実施しているが、こうしたノウハウを持つ団体は稀有であり、また、年間に実施できる回数も少ないことから、都が都内全域を対象として一体的に実施することが望ましい。 ○都区において、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 38 中区分 1 小区分 (1)

事業名	重症心身障害児(者)の保健医療に関する事務	
担当	福祉保健局	
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 重症心身障害児在宅療育支援事業や進行性筋萎縮症検診委託事業については、特定の疾患や障害を対象としており、その対象が希少であることから、高い専門性が求められる。また、対象者が都内に散在しており、事業実施可能な団体も限られることから、事業効果・事業効率の観点から見ても、都が広域かつ一体的に取り組む必要がある。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 重症心身障害児(者)に対する訪問事業は、高い専門性や技術力が求められ、経験のある看護師が少なく、委託先の確保が難しい。対象者が希少なこともあり、区ごとの対応では効率・効果が著しく低下するおそれがある。また、進行性筋萎縮症検診は、当該疾患に精通した特定の団体に委託しているが、同様に、区ごとの対応では効率的・効果的な対応に支障が出るおそれがある。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
評価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
評価	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
評価	チェック	理由

< 考え方 >		
(事業趣旨・概要)		
○都内に住所を有する在宅の重症心身障害児(者)に対し、健康の保持と安定した家庭療育の確保を図り、重症児とその家族の福祉の向上を図るため、委託により訪問健康診査及び訪問看護等を実施している。 ○委託により在宅の筋萎縮症患者の検診、相談等を定期的実施し、症状の正しい認識と機能訓練や治療介護の方針を与え、患者の福祉向上を図っている。		
(区における実施状況)		
○事務処理特例により、重症心身障害児(者)に対する訪問事業の申請受付事務等を実施している。また、身体に障害のある児童に対する、療育の相談、指導等について、区保健所長の業務として実施している。		
(役割分担のあり方)		
○重症心身障害児在宅療育支援事業や進行性筋萎縮症検診委託事業については、特定の疾患や障害を対象としており、その対象が希少であることから、高い専門性が求められる。また、対象者が都内に散在しており、事業実施可能な団体も限られることから、事業効果・事業効率の観点から見ても、都が広域かつ一体的に取り組む必要がある。		
○例えば、重症心身障害児(者)に対する訪問事業は、保健師による面談を経て、都の対象者決定会議において専門的に審査を行い対象者を決定している。また、高い専門性や技術力が求められる事業であり、経験のある看護師が少なく、委託先の確保が難しい状況にあることから、都が広域かつ一体的に事業を実施することが望ましい。		
○また、進行性筋萎縮症検診は、特定疾患患者に対する検診等事業であり、医療従事者や都民(ボランティア)の協力を得て、検診・相談のノウハウを有する特定の団体に委託して広域的に実施しているが、こうしたノウハウを持つ団体は稀有であり、また、年間に実施できる回数も少ないことから、都が都内全域を対象として一体的に実施することが望ましい。		
(役割分担の見直しの必要性)		
○都区において、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

E

大区分 38 中区分 1 小区分 (1)

事業名		重症心身障害児(者)の保健医療に関する事務		< 考え方 > ○重症心身障害児（者）の療育体制を確保するための訪問健診や従事者の研修等を行う事務である。 現在、都が行っている事務は、高度な専門性を有する医療スタッフが不可欠であり、対応できる医療機関等も限られる中で関係団体に委託して対応していることを踏まえると、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。
担当局		福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	☐	高度な専門性のある医療環境を要し、対応できる医療機関が限られる事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	☐			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	☐			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
☐				
評価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	☐			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	☐			
評価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
☐				

総合評価

☒ 都	☐ 区	☐ 保
------------------------------------	-------------------------	-------------------------

検討対象事務の内容

E

大区分 38 中区分 1 小区分 (1)

事業名	重症心身障害児(者)の保健医療に関する事務	
担当	福祉保健局	
事務内容の概要	(事務の概要)	
	重症心身障害児(者)の療育体制の整備に関する事務を行う。	
	(主な事務内容)	
	1 重症心身障害児在宅療育支援事業（社会福祉法人に委託）	
	(1) 在宅重症心身障害児(者)訪問事業	
	原則として週1回、看護師が訪問し、看護及び家族への技術指導や相談を行う。	
	原則として年1回、専門医等の家庭訪問による健康診査と療育指導を行う。	
	(2)在宅療育相談事業	
	NICU等入院時について訪問事業開始前に、在宅療育支援員が病院施設を訪問し、退院準備や在宅療育の相談を行う。	
	(3)訪問看護師等育成研修事業	
訪問看護人材育成のため、訪問看護ステーションの看護師等を対象に研修を実施する。		
(4)在宅療育支援地域連携事業		
地域の関係機関の連携を進めるための会議を開催する。		
事務内容の詳細	2 進行性筋萎縮症検診委託	
	在宅の進行性筋萎縮症患者の検診、相談等の実施	
	(関係法令等)	
	1 東京都在宅重症心身障害児(者)に対する訪問事業の実施に関する規則(平成12年規則第92号)	
	2 東京都重症心身障害児在宅療育支援事業実施要綱(平成22年3月23日21福保障居第2882号)	
	3 進行性筋萎縮症健診実施基準	
	(区との連携状況)	
	事業の実施主体は東京都。1(1)については、受付申請に係る事務を特例条例により区に移譲しているほか、(1)(2)(4)の事業について、区の保健所等と連携を図りながら事業をすすめている。	
	(その他)	

(都における事務処理の状況)	
1 重症心身障害児在宅療育支援制度（社会福祉法人に委託して次の4事業を実施）	
(1) 重症心身障害児(者)訪問事業	
重症心身障害児(者)に対する訪問健康診査	実人員14人(平成21年度 区部実績)
重症心身障害児(者)に対する訪問看護	延人員7,046人(平成21年度 区部実績)
(2)在宅療育相談	
在宅移行の支援のための、家族との面接相談のほか、主治医、看護師、地区担当保健師等との連絡、調整。	
(3)訪問看護師等育成研修	
研修の企画・実施	
(4)在宅療育支援地域連携会議	
区部 年3回実施	
委託先	社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会
2 進行性筋萎縮症検診委託	
【目 的】	在宅の筋萎縮症患者の検診、相談等を定期的に実施し、症状の正しい認識と機能訓練や治療介護の方針を与え、患者の福祉向上を図る。
【委託先】	社団法人東京進行性筋萎縮症協会
【事業規模】	進行性筋萎縮症検診委託
巡回医療検診	年 2 回（20～30 人／回）
訪問検診	年12回（3～5 人／回）
通院検診	年18回（3～4 人／回）
定期家族検診	年 1 回（2 泊 3 日：100 人）
刊行物による生活指導	年 3 回（400部／回）

(都における事務処理の状況)

1 重症心身障害児在宅療育支援制度 (社会福祉法人に委託して次の4事業を実施)

(1) 重症心身障害児(者)訪問事業

重症心身障害児(者)に対する訪問健康診査 実人員14人(平成21年度 区部実績)

重症心身障害児 (者) に対する訪問看護 延人員7,046人(平成21年度 区部実績)

(2)在宅療育相談

在宅移行の支援のための、家族との面接相談のほか、主治医、看護師、地区担当保健師等との連絡、調整。

(3)訪問看護師等育成研修

研修の企画・実施

(4)在宅療育支援地域連携会議

区部 年3回実施

委託先 社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会

2 進行性筋萎縮症検診委託

【目 的】 在宅の筋萎縮症患者の検診、相談等を定期的に実施し、症状の正しい認識と機能訓練や治療介護の方針を与え、患者の福祉向上を図る。

【委託先】 社団法人東京進行性筋萎縮症協会

【事業規模】進行性筋萎縮症検診委託

巡回医療検診	年 2 回 (20～30人／回)
訪問検診	年12回 (3 ～ 5 人／回)
通院検診	年18回 (3 ～ 4 人／回)
定期家族検診	年 1 回 (2 泊 3 日：100人)
刊行物による生活指導	年 3 回 (400部／回)

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

39 精神障害者の医療対策に関する事務											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 精神障害者の医療対策に関する事務											
(1) 精神障害者の医療対策に関する事務	精神障害者の医療費の助成や医療体制の確保を行い、精神障害者に対する保健・医療サービスを充実する。	区	○							○精神障害者に対する医療費の助成や医療体制の確保等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で、相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、医療費の助成については、住民生活に密着した事務であり、特別区が担う方向で検討すべきである。	都区
		都	○	○		○			○	○精神医療においては、救急医療や身体合併症診療、アルコール精神疾患医療など、高度専門的な対応を要するケースが多い。このような高度専門医療の受け皿としての病院は、都内でも極めて限られている状況にあり、これら病院と連携し、都内において一定の精神医療基盤を整備していくのは都の責務である。 ○例えば、精神科身体合併症診療やアルコール精神疾患医療、老人性認知症専門医療などの事業については、専門的機能を備えた病院と連携・調整し、これに委託又は補助を行うなどして、精神障害者の医療サービスの充実を図っているものであるが、これら精神科の専門的機能を有する病院は都内で偏在しており、数も限られていることから、地域性に捉われず、都が広域的な立場で担う必要がある。 ○小児精神障害者入院医療費助成は、小児精神障害者の早期発見・治療を推進するため、東京都小児精神障害者診査会が専門的に診査を行い、診査で認定された障害者について医療費助成を行うものである。認定件数は年間で300件弱と少なく、専門的な診査を伴うことから、また、都内全域を通じて、小児精神障害者が精神医療の治療を受けられる環境を確保するため、事業効率も加味し、都が広域かつ一体的に行うことが望ましい。 ○都区において、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 39 中区分 1 小区分 (1)

事業名		精神障害者の医療対策に関する事務		< 考え方 > (事業趣旨・概要) ○精神障害者の保健・医療サービスの充実を図るため、精神障害者への通院医療費助成、夜間休日における精神科救急医療、精神科病院に入院中で身体疾患を併発した精神障害者に対する身体合併症医療、アルコール・老人性認知症の精神専門医療に対する補助、医療施設を近代化するための施設整備費補助を実施している。 (区における実施状況) ○事務処理特例により、医療費助成に係る申請受付事務等を行っている。 (役割分担のあり方) ○精神医療においては、救急医療や身体合併症診療、アルコール精神疾患医療など、高度専門的な対応を要するケースが多い。このような高度専門医療の受け皿としての病院は、都内でも極めて限られている状況にあり、これら病院と連携し、都内において一定の精神医療基盤を整備していくのは都の責務である。 ○例えば、精神科身体合併症診療やアルコール精神疾患医療、老人性認知症専門医療などの事業については、専門的機能を備えた病院と連携・調整し、これに委託又は補助を行うなどして、精神障害者の医療サービスの充実を図っているものであるが、これら精神科の専門的機能を有する病院は都内で偏在しており、数も限られていることから、地域性に捉われず、都が広域的な立場で担う必要がある。 ○小児精神障害者入院医療費助成は、小児精神障害者の早期発見・治療を推進するため、東京都小児精神障害者診査会が専門的に診査を行い、診査で認定された障害者について医療費助成を行うものである。認定件数は年間で300件弱と少なく、専門的な診査を伴うことから、また、都内全域を通じて、小児精神障害者が精神医療の治療を受けられる環境を確保するため、事業効率も加味し、都が広域かつ一体的に行うことが望ましい。 (役割分担の見直しの必要性) ○都区において、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。
担当		福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 精神科身体合併症診療やアルコール精神疾患医療、老人性認知症専門医療などの事業については、専門的機能を備えた病院と連携・調整し、これに委託又は補助を行うなどして、精神障害者の医療サービスの充実を図っているものであるが、これら精神科の専門的機能を有する病院は都内で偏在しており、数も限られていることから、地域性に捉われず、都が広域的な立場で担う必要がある。		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 小児精神障害者入院医療費助成は、認定件数が年間で300件弱と少なく、専門的な診査を伴うことから、また、都内全域を通じて、小児精神障害者が精神医療の治療を受けられる環境を確保するため、事業効率も加味し、都が広域かつ一体的に行うことが望ましい。		
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由 精神科病院は偏在しており、これら病院と連携した事業を区だけで実施するのは困難である。		
○				
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック		理由		
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由 精神通院医療費の助成は障害者自立支援法により、都道府県が行うこととされている。また、精神科救急医療及び医療施設近代化施設整備費補助は、国要綱により、都道府県が行うこととされている。		
	○			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

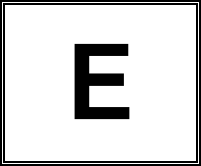
E

大区分 39 中区分 1 小区分 (1)

事業名	精神障害者の医療対策に関する事務		< 考え方 > ○精神障害者に対する医療費の助成や医療体制の確保等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で、相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。 現在都が行っている事務は、広く都全域の医療体制を確保するための調整、あるいは広域的に利用される施設への助成等、基本的には広域的な対応を要するものと考えられるが、医療費の助成については、住民生活と密着した事務であり、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。
担当局	福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐	広く都全域の医療体制を確保するための調整、あるいは広域的に利用される施設への助成等を要する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
業	チェック	理由	
	☐		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	☐		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
価			

総合評価		
☐ 都	☐ 区	☐ 保

検討対象事務の内容



大区分 39 中区分 1 小区分 (1)

事業名		精神障害者の医療対策に関する事務						
担当		福祉保健局						
事務	(事務の概要)		(都における事務処理の状況)					
	精神障害者の保健・医療サービスの充実を図る。		1 医療費助成					
			(1)精神通院医療費の助成 認定者数 136,665人(平成22年3月31日現在)					
			(2)小児精神障害者入院医療費の助成 認定件数 245件(平成21年度)					
			2 精神科救急医療					
の	(主な事務内容)		・精神障害者措置入院診察 通報等 2,718件、診察 1,755件、措置入院 1,605件(平成21年度)					
	1 医療費助成		・精神科緊急医療 入院 1,265件、外来 152件、その他 66件(平成21年度)					
	(1)精神通院医療費の助成							
	精神障害者に対し、通院による医療に係る医療費の自己負担分の一部又は全部を給付する。							
	(2)小児精神障害者入院医療費の助成							
内	18歳未満の精神障害児(その後も引き続き医療を必要とする場合は20歳未満)の入院医療費の患者負担分(入院時食事療養費は除く。)を助成する。							
	2 精神科救急医療							
	夜間・休日等に発生する急性期患者のため、都立等4病院(墨東、豊島、松沢、府中)に保護室(各4床)を確保し、緊急措置入院及び医療保護入院の受入を行うほか、後方病床や初期救急・二次救急に対応するための病床等の確保について、公立及び民間の医療機関に委託する。							
	3 精神科身体合併症診療委託							
	精神科病院に入院中で身体疾患を併発した精神障害者に対する精神科身体合併症医療の実施について、公立及び民間の医療機関に委託するとともに、医療依頼の受理、医療機関との調整を行う。							
容	4 専門医療							
	(1)アルコール精神疾患医療対策							
	アルコール精神疾患患者に対して専門治療プログラムに基づく医療を行う専門病棟を有する民間精神科病院に対し、運営費を補助する。							
	(2)老人性認知症専門医療事業							
	認知症高齢者に対して専門的に治療を行う精神科病院に対し、運営費を補助する。							
5 医療施設近代化施設整備費補助								
精神科病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善のための施設整備を行う医療法人・学校法人等に対し、費用を補助する。								
(関係法令等)								
障害者自立支援法第58条及び同法施行細則第13条								
東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則								
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条、第29条								
東京都夜間休日救急診療実施要綱								
東京都精神科患者身体合併症医療事業実施要綱								
アルコール精神疾患専門病棟運営費補助金交付要綱								
東京都老人性認知症専門病棟運営費補助金交付要綱								
(国)医療提供体制施設整備交付金交付要綱、(都)東京都医療施設近代化施設整備費補助金交付要綱								
(区との連携状況)								
1(1)精神通院医療費の助成、(2)小児精神障害者入院医療費の助成								
申請書の受理、受給者証の交付等は、事務処理特例により区が行っている。								
(その他)								

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

41 健康安全に関する事務											
	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 健康安全に関する事務											
(1) 健康安全に関する事務	都民の健康安全に関する事務を行う。	区	○							○大気汚染による健康被害やアレルギー性疾患等に関する環境調査、普及啓発、医療費助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○					○	○大気汚染物質や花粉など、広域に飛散するものからの健康被害を予防・軽減し、都民全体の健康の維持向上を図るためには、限られたエリアでの対策ではなく、広域的にポイントを設定して実態調査を行い、データ解析・研究につなげることが重要である。特に、信頼度の高い疫学調査は、広域的な汚染・被害を指標とし、広範な地域でのサンプル無作為抽出による大規模調査を必要とするため、都が広域的に取り組んでいく必要がある。 ○例えば、花粉情報については、花粉が多摩地域や近隣県の森林から都内へ広域に飛散してくるため、地域的な観測体制では効果はなく、都内全域の測定ポイントに加え、国や近隣の自治体と連携して広域的に情報を収集し、総合的に解析してはじめて、飛散予測が可能となるものである。 ○アレルギー疾患は予防法や治療法が解明されていない。都民全体の健康の維持及び予防の観点から、都が主導して、実態把握や調査研究、普及啓発、さらには地域でアレルギー対策を推進していくための人材育成などに先進的に取り組んでいくことが求められる。 ○室内環境対策は、法令や国のガイドラインで規制されていない化学物質等について、大都市の居住環境の特性も踏まえて専門的に調査検討し、被害の未然防止のための情報提供を行うとともに、最新の知見による全都対応指針を策定しようとするものであり、都が広域的観点で取り組んでいく必要がある。 ○都区において、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

E

大区分 41 中区分 1 小区分 (1)

事業名		健康安全に関する事務		< 考え方 > (事業趣旨・概要) ○大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、医療費を助成している。また、大気汚染物質等による健康への影響を調査・研究している。 ○アレルギー性疾患にかかる実態の把握並びに予防・治療のための調査研究、人材育成のための研修等を行っている。 ○都民の健康不安の解消や健康で安全な室内環境を確保するため、住まいの化学物質等に関する情報提供等を行っている。 ○花粉症発症予防や症状軽減を図るため、花粉自動測定・予報システムにより花粉情報を提供している。また、根本的治療の臨床研究を実施し、実用化促進を図る。 (区における実施状況) ○大気汚染医療費助成について、事務処理特例により、申請の受付及び審査、医療券の発行等の事務を行っている。 ○保健所において、大気汚染防止法による健康被害の把握、ダニ、カビ、科学物質等に関する各種相談や助言等を行っている。 (役割分担のあり方) ○大気汚染物質や花粉など、広域に飛散するものからの健康被害を予防・軽減し、都民全体の健康の維持向上を図るためには、限られたエリアでの対策ではなく、広域的にポイントを設定して実態調査を行い、データ解析・研究につなげることが重要である。特に、信頼度の高い疫学調査は、広域的な汚染・被害を指標とし、広範な地域でのサンプル無作為抽出による大規模調査を必要とするため、都が広域的に取り組んでいく必要がある。 ○例えば、花粉情報については、花粉が多摩地域や近隣の森林から都内へ広域に飛散してくるため、地域的な観測体制では効果はなく、都内全域の測定ポイントに加え、国や近隣の自治体と連携して広域的に情報を収集し、総合的に解析してはじめて、飛散予測が可能となるものである。 ○アレルギー疾患は予防法や治療法が解明されていない。都民全体の健康の維持及び予防の観点から、都が主導して、実態把握や調査研究、普及啓発、さらには地域でアレルギー対策を推進していくための人材育成などに先進的に取り組んでいくことが求められる。 ○室内環境対策は、法令や国のガイドラインで規制されていない化学物質等について、大都市の居住環境の特性も踏まえて専門的に調査検討し、被害の未然防止のための情報提供を行うとともに、最新の知見による全都的対応指針を策定しようとするものであり、都が広域的観点で取り組んでいく必要がある。 (役割分担の見直しの必要性) ○都区において、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。
担当		福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 大気汚染物質や花粉など、広域に飛散するものからの健康被害を予防・軽減し、都民全体の健康の維持向上を図るためには、限られたエリアでの対策ではなく、広域的にポイントを設定して実態調査を行い、データ解析・研究につなげることが重要である。特に、信頼度の高い疫学調査は、多数の地域でのサンプル無作為抽出による大規模調査を必要とし、広域的な汚染を指標とするため、都が広域的に取り組んでいく必要がある。		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 花粉情報については、花粉が多摩地域や近隣の森林から都内へ広域に飛散してくるため、区ごとの地域的な観測体制では効果はなく、都内全域の測定ポイントに加え、国や近隣の自治体と連携して広域的に情報を収集し、総合的に解析してはじめて、飛散予測が可能となるものである。		
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
評価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由			
評価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由 大気汚染健康障害者医療費助成は、東京大気汚染訴訟の和解の条件として、これに基づく枠組みとして運用されているという状況があり、平成20年8月条例改正から5年間は現在の枠組みを維持することとされている。		
	○			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

E

大区分 41 中区分 1 小区分 (1)

事業名		健康安全に関する事務		< 考え方 > ○大気汚染による健康被害やアレルギー性疾患等に関する環境調査、普及啓発、医療費助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。 現在都が行っている事務は、影響が広範囲に及ぶ大気汚染等の調査・情報提供や専門知識の普及、あるいは都が訴訟等の当事者として係っている事案についての助成など、広域的な対応を要するものと考えられることから、引続き都が担う方向で検討すべきである。
担当局		福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	各区市町村が行う対策を補完し、影響が広域に及ぶ事象の調査研究や情報提供等を行う必要がある事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
評価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
評価	チェック	理由		

総合評価

都

区

保

検討対象事務の内容

E

大区分 41 中区分 1 小区分 (1)

事業名		健康安全に関する事務
担当		福祉保健局
事務内容の概要	(事務の概要)	
	都民の健康安全に関する事務を行う。	
	(主な事務内容)	
	1 大気汚染健康障害者医療費助成 大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、医療費を助成することにより、健康障害の救済を図る。	
	2 環境影響調査等 (1)大気汚染物質と喘息発症に関する影響調査 都民の健康状況と大気汚染との関係を疫学的に調査する。 (2)基礎的実験的研究 大気汚染物質等の健康影響を実験的手法により明らかにする。 (3)光化学スモッグ対策 光化学スモッグによると思われる被害発生の時間的・地域的特性を調査し、被害状況を明らかにするとともに、健康障害を受けた者のうち、入院治療を要した者に対して医療費を助成する。 (4)クロム健康相談 クロム鉱さいが大量に投棄されたとされている地区の住民に対して健康相談を実施する。	
	3 アレルギー性疾患対策 (1)アレルギー性疾患対策検討委員会 アレルギー性疾患に係る実態の把握並びに予防・治療のための調査研究を行うとともに、総合的な対策を検討する。 (2)アレルギー教室 保育所、学校、医療機関等の職員等を対象に、疾患や療養支援に関する知識や技術を付与する。 (3)アレルギー相談実務研修 都、区市町村等の職員を対象に、アレルギー性疾患や室内環境保健に関する研修を行う。 (4)子どものアレルギー対策 3歳児全都調査、児童施設調査、児童福祉等関係職員向けDVDの作成や研修を行う。	
	4 室内環境保健対策 保健所における相談・指導体制を整備するとともに、住まいの化学物質に関する情報提供を行う。	
	5 花粉症対策 (1)舌下減感作療法に関する臨床研究 花粉症根治療法として舌下減感作療法の臨床研究を実施し、研究成果の公表を行う。 (2)花粉自動測定・予報システムの構築及び運用 携帯電話等へのメール配信やテレホンサービスによる花粉情報の提供を行う。	
	(関係法令等)	
	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例、光化学スモッグ被害対策実施要綱 住民参加による日本化学工業クロム公害対策会議要綱 東京都アレルギー性疾患対策検討委員会設置要綱、東京都花粉症対策検討委員会設置要綱	
区との連携状況	(区との連携状況)	
	1 医療費助成の申請の受理、認定、医療券の交付等は、事務処理特例により区が行っている。 2(3) 被害発生状況は、区保健所から報告を受けている。 2(4) 昭和50年には江東区、江戸川区で健康診断を実施していたが、クロム対策会議設置後は、都が追跡調査や健診を実施。現在は、健康影響調査委員会の委員として江東区、江戸川区が出席している。 4 区保健所で相談を受け付けており、事業のための人材育成や普及啓発の教材を都が提供している。	
	(その他)	

(都における事務処理の状況)	
1 大気汚染健康障害者医療費助成	昭和47年事業開始。東京大気汚染訴訟の和解を受けて平成20年8月制度拡大
＜助成対象＞	気管支ぜん息及び続発症(全年齢) 慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ、各疾患の続発症(いずれも18歳未満)
＜助成内容＞	対象疾病に係る医療費の自己負担分(入院時食事療養費、生活療養費は除く。)
＜認定者数＞	44,956人(平成21年度)
2 環境影響調査等	
(1)大気汚染物質と喘息発症に関する影響調査	一般都民を対象とした疫学調査を実施(平成20～22年度)
(2)基礎的実験的研究	大気汚染物質等の健康影響を動物を用いて明らかにする。(平成20～22年度) 平成23年度は、大気汚染医療費助成の認定患者のデータと併せて、上記(1)(2)を総合解析する。
(3)光化学スモッグ対策	被害届件数 0名、医療費助成なし(平成21年度)
(4)クロム健康相談	健診対象者 253人、実施者 0人(平成21年度)
5 花粉症対策	
(1)舌下減感作療法に関する臨床研究	平成18年から3年間にわたって臨床研究を実施し、平成21年度に研究成果を公表
(2)花粉自動測定・予報システムの構築及び運用	時間的・地域的にきめ細かな花粉情報の提供を平成21年2月から本格運用